

平成27年度業務実績等報告書

(業務実績報告書及び自己評価書)

平成28年6月30日

独立行政法人農業者年金基金

国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	農業者年金事業 年金資産の安全かつ効率的な運用 制度の普及推進及び情報提供の充実
1. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	
第2-1	
第2-2	
第2-3	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報													
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
標準処理期間内 処理割合	提出された申出書等の97 %以上		98.35%	97.66%	98.19%			予算額（千円）	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
申出書等の返戻 率	10%未満	前中期5ヶ年 平均7.9%	7.7%	6.5%	8.2%			決算額（千円）	208,984,206	202,148,973	199,660,369		
20歳から39 歳の基幹的農業 従事者に占める 農業者年金の被 保険者の割合 (1024はセンサスア ーク、1025、1026は利用 可能な直近の統計調 査を基に計算)	最終年度までに20% (各年度未被保険者割合) (14.0%) [24年度末] 前年度より1.1ポイント 増加		(16.9%) 2.9ポイント 増加	(17.0%) 0.1ポイント 増加	(18.5%) 1.5ポイント 増加			経常費用（千円）	151,813,816	150,206,972	129,582,541		
								経常利益（千円）	150,783,725	150,610,431	130,965,489		
								行政サービス実施 コスト（千円）	123,473,873	117,857,653	111,665,747		
								常勤職員数	75	75	74		

注) 財務情報及び人員に関する情報は、当基金の年金給付費等も含む業務全体の金額及び人員数を記載。

③評価の参考となるデータ										
	データ把握方法等	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
加入推進特別研 修会開催回数			48会場	49会場	48会場					
事例紹介	業務実績		25会場	30会場	39会場					
外部専門家	業務実績		5会場	19会場	20会場					
研修効果の 測定	研修会参加者アンケート									
加入前の認知度	新規加入者アンケート		48%	51%	49%					

<p>権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勸奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を滞りなく行うよう働きかけます。</p>	<p>受給漏れとならないように、65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勸奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。</p> <p>裁定請求の勸奨。 <評価の視点> 65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勸奨を文書で毎月実施しているか。</p>	<p>65歳の誕生日になる1ヶ月前に該当する全ての者に対し、裁定請求の勸奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけた。</p> <p>(65歳到達1ヶ月前勸奨文書送付実績) (単位：人)</p> <table border="1"> <tr> <td>送付月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> </tr> <tr> <td>勸奨送付</td> <td>576</td> <td>497</td> <td>597</td> <td>570</td> <td>684</td> <td>667</td> <td>677</td> <td>682</td> <td>1,026</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>送付月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>27年度計</td> </tr> <tr> <td>勸奨送付</td> <td>790</td> <td>829</td> <td>554</td> <td>8,149</td> </tr> </table> <p>また、65歳を超えても裁定請求しない者(1,974人)に対しても勸奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。</p>	送付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	勸奨送付	576	497	597	570	684	667	677	682	1,026	送付月	1月	2月	3月	27年度計	勸奨送付	790	829	554	8,149	<p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p>
送付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																								
勸奨送付	576	497	597	570	684	667	677	682	1,026																								
送付月	1月	2月	3月	27年度計																													
勸奨送付	790	829	554	8,149																													
<p>(2) 手続の迅速化等 農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>(3) 申出書等の迅速な処理 ① 提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理するとし、その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p>	<p><主な定量的指標> 標準処理期間内処理割合が98.23%、2月処理分が98.15%で、調査2回の平均期間内処理割合は98.19%であった。 また、この結果を翌月(9月及び3月)にホームページで公表した。期間内に処理できなかったものについては、該当農協・農委へ働き取りを行うとともに指導を行った。主な原因としては、届出書等の記入漏れ等の整備に時間を要したこと、添付書類の準備及び記入内容の確認に時間を要したこと等となっていた。</p> <p>(処理月別標準処理期間内処理割合) (単位：件、%)</p> <table border="1"> <tr> <td>処理月</td> <td>処理件数(a)</td> <td>期間内処理(b)</td> <td>b/a</td> </tr> <tr> <td>27年8月</td> <td>3,438</td> <td>3,377</td> <td>98.23</td> </tr> <tr> <td>28年2月</td> <td>4,335</td> <td>4,255</td> <td>98.15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,773</td> <td>7,632</td> <td>98.19</td> </tr> </table>	処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a	27年8月	3,438	3,377	98.23	28年2月	4,335	4,255	98.15	計	7,773	7,632	98.19	<p><評定と根拠> 評定：b 標準処理期間内の処理割合は、目標の97%以上となっており、結果を計画どおり公表し、また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握しているので、bと評価した。 (評定区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上120%未満 c：数値の達成度が80%以上100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p>														
処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a																														
27年8月	3,438	3,377	98.23																														
28年2月	4,335	4,255	98.15																														
計	7,773	7,632	98.19																														
<p>(3) 加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化 加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度当初の農業者年金記録管理システムの運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日に、年金裁定請求にあつては30日以内</p>	<p>② 標準処理期間(加入申込みは30日、年金裁定請求は60日)に合わせ迅速な処理を行います。</p>	<p><主な業務実績> 平成26年度に見直した申出書等の標準処理期間内の短縮に合わせ前述べのとおり100%に近いレベルでの期間内処理を行った。 返戻件数が減少するよう指導を行い、平成27年度の返戻件数は、1,087件で返戻率8.2%となった。3ヶ年の返戻件数は2,821件で、返戻率7.5%となり、年度計画の返戻率10%以下を達成した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 標準処理期間内の処理は100%に近いレベルにある。また、返戻率は8.2%と年度計画の10%を下回っているため、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果</p>																														

システム運用開始に合わせ、加入申込みにあつては30日以内に、年金裁定請求にあつては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内でも、引続き、速やかに処理する。また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。

③ 不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導し、申出書等の返戻率を10%（前期中期計画5ヶ年の平均）より下げます。

④ 返戻防止の取組についても引き続き適切に実施し、常に利用者の立場に立ったサービスの向上を図る。

（参考：標準処理期間）
平成25年度
・加入申出書 60日以内
・年金裁定請求書 90日以内

平成26年度以降（新システム運用開始後）
・加入申出書 30日以内
・年金裁定請求書 60日以内

・短縮された標準処理期間内
にどの程度処理ができているか。
・申出書等の返戻率が10%より下がっているか。

請求書の返戻状況 (単位：件、%)

年度	受付件数	返戻件数	返戻率
25年度	12,441	993	7.7
26年度	11,854	781	6.5
27年度	13,198	1,087	8.2
計	37,493	2,821	7.5

[前回の中期計画5ヶ年の平均=7.9%]

請求書の返戻状況 (単位：件、%)

年度	受付件数	返戻件数	返戻率
20年度	5,957	661	11.1
21年度	6,072	424	7.0
22年度	4,212	320	7.6
23年度	8,189	523	6.4
24年度	10,968	864	7.9
計	35,398	2,792	7.9

果がある
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b：取組は十分である
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用
<p>(1) 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合について</p> <p>は、諸条件の変化に照らした妥当性の検</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的に行います。</p>	<p>(1) 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。</p> <p>① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。(平成28年3月末の残高は2,124億円(自家運用665億円、外部運用1,459億円)、平成27年度の自</p>
<p>主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①安全かつ効率的な管理・運用。 ②運用状況及び運用結果の評価・分析。 ③年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(1) 主務大臣の認可を得て定めた安全かつ効率的に年金資産の運用・管理を行うための「年金給付等準備金運用の基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、年金資産を、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた全ての遵守事項を遵守しつつ、以下のとおりの運用を行った。</p> <p>① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行った。(平成28年3月末の残高は2,124億円(自家運用665億円、外部運用1,459億円)、平成27年度の自</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p>①安全かつ効率的な管理・運用。 ②運用状況及び運用結果の評価・分析。 ③年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</p> <p><評価の視点></p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b ①年金給付等準備金運用の基本方針に基づき運用を行い、②年金運用委員会を計画どおり開催して、評価・分析等を行い、③年金資産構成割合について計画どおり検証を行い、見直しが必要はないとの結果を得た。これらのことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p>

<p>証を、毎年度、1回以上行う。</p>		<p>①年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、運用しているか。 ②資金運用委員会で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。 ③資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証しているか、検証結果を踏まえ必要に応じ見直しを行っているか。</p>	<p>家運用の追加投資額は148億円) ② 受給権者ポートフォリオ基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。(平成28年3月末の残高は533億円(全額自家運用)、平成27年度の自家運用による追加投資額212億円) ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。(平成28年3月末残高81億円) ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。(平成28年3月末残高18億円)</p>	<p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
	<p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会において、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p>		<p>(2) 外部の有識者等で構成された資金運用委員会を6月19日に開催し、26年度の運用状況、運用結果に対する評価・分析等を行った。 また、28年1月22日に第2回を開催し、資金運用の諸課題について検討を行った。</p>	
	<p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じ見直しを行う。</p>		<p>(3) 政策アセットミックスについては、6月19日の資金運用委員会において検証し、見直す必要はないとの結論を得た。</p>	
			<p>(4) 26年9月に策定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、スチュワードシップ活動を実施し、その実施状況をホームページで公表した。</p>	
<p>(2) 年金資産の運用に係るガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会に、設置内の委員名簿、設置内規及び議事内容を公表する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月までにホームページにおいて情報を公表します。 また、加入者に対し、6月末日までに平成26年度末前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> ・年金資産の構成割合、運用成績等の公表。 ・加入者に対する運用結果の通知。 <評価の視点> ・年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり公表しているか。 ・加入者に対し、計画どおり運用結果を通知しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 26年度、27年度第4四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績等について、それぞれ6月26日、8月17日、11月12日及び2月10日にホームページで公表した。 また、全ての加入者及び期待者に対して、その者に係る26年度末現在の保険料納付額及びその運用収入等の額を6月26日付けで通知し、併せて、保険料納付額及びその運用収入等の額を6月26日付けで通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：b 年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおりホームページで公表し、また、加入者に対して、計画どおり運用結果を通知したことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(5) 年金資産の運用に係る</p>	<p>(5) 年金資産の運用に係る</p>	<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p>	<p><評定と根拠></p>

<p>ガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表を公表します。</p>	<p>バナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表します。</p>	<p>＜その他の指標＞ ・外部運用を委託する運用受託機関名の公表。 ・資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容の公表。</p> <p>＜評価の視点＞ 外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。</p>	<p>外部運用を委託する運用受託機関名を26年度の運用成績等の公表に併せ、6月26日にホームページで公表した。 資金運用委員会については、ガバナンスの一層の強化を図ることとし、新たに業務方法書のため、資金運用委員会の設置根拠の見直しを行い、新たに業務方法書に委員会設置とその目的を明定し、位置づけを明確化した。また、委員に資金運用に関する専門的知見を豊富に有する外部専門家のみの構成に一新し、年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させた。 業務方法書に基づく新たな資金運用委員会の運営規程を4月1日に制定し、4月2日にホームページで公表した。 委員名簿については、4月20日現在及び6月19日現在の名簿を4月20日及び6月24日にホームページで公表した。 6月19日に開催した新たな資金運用委員会では、「グローバル株式」及び「外国債券の為替ヘッジ」等といったテーマについて専門的な議論を深め、28年1月22日に開催した資金運用委員会では、引き続き議論のフォローを行った。 また、これら2回の資金運用委員会の議事内容について、それぞれ7月21日及び28年2月10日にホームページで公表した。</p>	<p>評定：a 外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表した。 加えて、資金運用委員会について、ガバナンスの一層の強化を図ることとし、資金運用委員会の設置根拠の見直しを行い、年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させ、専門性の高いテーマについて議論を深めることができたことから、aと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p> <p>(1) 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の拡大に向けた目標を設定する。</p> <p>具体的には、20歳から39歳までの基礎的農業従事者のうち農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。(20%は同年齢階</p>	<p>3 制度の普及推進及び情報提供の充実</p> <p>(1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする政策年金であることを踏まえ、20歳から39歳までの基礎的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を、前期目標期間中に20%に拡大することを目指し、同割合(%)を前年度末から27年度末までに1.1ポイント増加させます。そのため、都道府県別の目標を設定して下記の加入推進等に取り組みます。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ 20歳から39歳の基礎的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合。 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ ・20歳から39歳の基礎的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が前年度末よりも1.1ポイント増加しているか。 ・同割合が29年度末までに20%に拡大することを目標として増加しているか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 20歳から39歳の基礎的農業従事者に対する同年齢層の被保険者数の割合は、26年度末で17.0%であった。(注1) 27年度末の同割合は、18.5%であった。(注2) 27年度目標の被保険者割合1.1ポイント増加に対して、1.5ポイント増加となり、達成度は135%となった。 また、同割合を24年度末の14.0%から最終年度までに20%に拡大するために同割合を毎年度均等に増加させていく場合、27年度末に到達すべき割合は17.6%となる。これに対しては18.5%であり、達成度は105%となった。(注1) ・27年2月1日時点の20歳から39歳の基礎的農業従事者数(2015年農林業センサス)は、84,909人(①)。そのうち、1戸1法人の基礎的農業従事者数は、2,094人(②)であり(①の2.5%相当)、この人数を差し引くと、82,815人(③)。 ・27年3月末時点の20歳から39歳の被保険者数は、14,063人(④)。 ・④÷③=16.98%≒17.0% ・なお、26年度自己評価書(27年6月末)では、20歳から39歳の基礎的農業従事者数について、27年2月時点調査の農林業センサスの</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 1.1ポイント増加の目標に対して、1.5ポイント増加となり、a評価相当である。 20%拡大を目指し毎年度均等に割合を拡大していく場合の27年度に到達すべき割合である17.6%に対しては、18.5%であり、b評価相当であるので、両方を勘案し、b評価とした。 (評定区分) s：数値の達成度が120%以上で顕著な成果がある a：数値の達成度が120%以上 b：数値の達成度が100%以上120%未満 c：数値の達成度が80%以上100%未満 d：数値の達成度が80%未満</p>

層の基幹的農業従事者に占める認定農業者の割合である。)

(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組み。なお、基幹的農業従事者数については、2015年農林業センサスによる数値が明らかとなった場合には、当該センサスの数値を用いることとする。

数値が利用可能でなかったため、評価時点で利用可能な26年2月時点調査の26年農業構造動態調査の82,600人の数値を用いて割合を計算している。

・ ④÷82,600=17.03%≒17.0%

(注2)

・ 28年2月1日時点の20歳から39歳の基幹的農業従事者数(28年農業構造動態調査)は、78,700人(⑤)。そのうち、1戸1法人の基幹的農業従事者数を除くため、2.5%相当を除くと、76,732人(⑥)となる。

・ 28年3月末時点の同年齢層の被保険者数は、14,174人(⑦)。

・ ⑦÷⑥=18.47%≒18.5%

・ 増加ポイント 18.47%÷16.98%=1.49ポイント≒1.5ポイント

・ 達成度合 1.49÷1.1=135%、18.47%÷17.6%≒105%

(備考) 年度目標の1.1ポイント増について

25年度計画を策定中の段階では、24年度末の被保険者数が確定していなかったため、見込みの数字で20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の同年齢層の被保険者の割合を14.4%としていた。同割合を24年度末の14.4%(見込み)から29年度末までに20%にするには、中期目標期間中、毎年度1.1ポイントずつ増加させて行く必要があるため、25年度～27年度の各年度とも年度計画では、目標を1.1ポイント増としていた。

【参考】

20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を29年度までに20%に拡大する場合の各年度の到達すべき割合(各年度均等に増加させる場合)

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
14.0	15.2%	16.4%	17.6%	18.8%	20.0%
(14.4%) (見込み)	(15.5%)	(16.6%)	(17.7%)	(18.8%)	20.0%

26年度の主務大臣評価における、26年度加入実績が前年度よりも大幅に減少した要因(外郭要因とその他の要因)を分析して改善策を講じられたいとの指摘事項を受けて、外郭要因として、農業経済低迷、米価大幅下落等の影響を全国、都道府県別、経営類型ごとに分析するとともに、被保険者数の減少について、厚生年金加入理由による資格喪失状況、農業法人

<p>(2) 加入推進活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより、政策年金と同一性質を醸まえて、20歳から39歳までの認定農業者等に対する働きかけを重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動を実施するとともに、毎年度、その効果を検証する。</p>	<p>(2) 加入推進取組方針に基づき加入推進活動の実施 ① 上記(1)の目標達成に向け、業務委託機関が加入推進に取組むに当たっての方針を策定し、政策支援への加入を始め、20歳から39歳までの認定農業者等に重点的に加入を勧めることを明確化する。</p> <p>② 都道府県段階の業務委託機関においては、新規就農者等が参加する会合において、政策支援等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容についての説明、リーフレットの配布等を行い、適切な働きかけを行う。</p>	<p>(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進目標の達成に向け、「平成27年度における農業者年金の加入推進取組方針」を作成し、政策支援への加入を始め、若い農業者に重点的に加入を勧めることとを明確にします。</p> <p>また、年度当初の業務委託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図ります。</p> <p>② 都道府県段階の業務委託機関が新規就農者等が集まる機会や新規就農者等が参加する会合において、政策支援等を活用し、政策支援の仕組み等制度内容についての説明、リーフレットの配布等を行い、効果検証をしていく。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ① 加入推進取組方針の作成と徹底。 ② 新規就農者等へのリーフレットの配布等。 ③ アンケート調査の実施。 ＜評価の視点＞ ① 若い農業者を重点とする加入推進取組方針を作成し、その周知・徹底を図ったか。 ② 都道府県段階の業務委託機関が新規就農者等にリーフレットの配布、説明等を行い働きかけをしたか。 ③ 新規加入者アンケート調査により基礎データの収集・分析を行い、効果検証をしているか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① 政策支援への加入を始め、新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にした。「平成27年度における農業者年金の加入推進取組方針」を4月1日付けで業務委託機関あてに発出した。また、年度当初の業務委託機関の担当者会議等において、当該取組方針について説明を行い、取組の徹底を図るとともに、業務委託機関からの実績報告により取組の実施状況を確認した。</p> <p>② 都道府県段階の業務委託機関において、新規就農者が集まる機会や新規就農者を含めた農業協同組合の青年部組織の会合及び就職フェア等の新規就農希望者が集まる機会や農業大学校でリーフレットの配布、説明等を行い、働きかけを行った。</p> <p>また、税務相談会や認定農業者の集まる機会に制度紹介を行い、適切な働きかけを行った。</p>	<p>化に伴う資格喪失の割合を調査分析した。内部要因として、戸別訪問等の各種加入推進の取組の活動量と加入実績の関係分析、実績のでている業務委託機関とでていないところの比較、効果的な加入推進体制をとっている事例調査、年代別の加入前の制度認知度等のアンケート調査分析等を行った。これらの調査分析を踏まえて、戸別訪問の実施の維持・強化、戸別訪問に十分な取組の徹底、市町村・JAにおいて人事異動により短年度で担当者が異動となることを前提にした加入推進関係の情報提供の仕方、若い年齢層の農業者への浸透等に関する具体的改善策について、業務委託機関と協議・調整し、より改善された取組を28年度から実施することとした。27年度中に実施可能なものは27年度に実施した。</p> <p>(以下)「(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施」及び「(3) 加入推進活動のリーダーの養成及び制度理解の増進」の項目で同様の主務大臣評価における措置事項についても同様。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b ① 加入推進取組方針について計画どおり作成し、その徹底を図っている。② 新規就農者等に対し、計画どおり働きかけを行っている。③ 効果的な加入推進を図る観点から、計画どおり新規加入者へのアンケート調査・分析を行うとともに、加えて、業務委託機関からの実績報告を基にした種々の効果検証も行っている。これらのことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
--	---	---	--	--	--	--

<p>(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の発着でない地域に対し、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修等の制度的普及推進活動を重点的に実施すること等により、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向け、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等において、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 加入推進の目標に対する都道府県間の達成状況の格差の縮小に向け、平成28年度の目標達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等における関係者との巡回意見交換会、講師の派遣等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>(4) 特別重点都道府県における特別活動の実施 加入推進の目標に対する都道府県間の達成状況の格差の縮小に向け、平成28年度の目標達成状況が一定水準以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、当該都道府県の特別重点市町村等における関係者との巡回意見交換会、講師の派遣等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ 加入推進活動の都道府県間格差の縮小。 ＜評価の視点＞ ・格差縮小に向け、計画どおり実施したか。 ・その効果を検証したか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 都道府県間の格差の縮小に向けた取組をより効果的に行うため、26年度から、中期計画策定時の「特別重点都道府県」(重点都道府県)として指定した上で、その中で特に実績の低調な都道府県を「特別重点都道府県」として指定し、より強化した格差縮小の取組を行っている。重点都道府県として18都道府県を指定し、役員等を派遣して、従来、特別活動と呼称してきた市町村・J・A巡回意見交換会を45市町村・JAで行い、加入推進の取組の強化に向けた働きかけを行った。さらに特別重点都道府県として、5県を指定し、市町村・J・A巡回意見交換会に加えて、基金の役員と該当業務委託機関及び関係機関による協議により、課題の共有と取組の強化に向けた特別活動計画の共同策定を行うとともに、同特別活動計画の実施状況の把握と実施状況に応じた委託費の追加配分を行い、推進強化を図った。 これらの取組の結果、20歳から39歳の新規加入者数の対前年度比は、これらの地域以外では、1.06倍であったのに対し、重点都道府県では1.20倍、特別重点県では1.43倍となった。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：a 格差縮小の取組について中期計画及び年度計画の内密よりもより強化した内容で格差縮小に向けた取組を実施していること及び「重点」「特別重点」対象では、その他の地域より実績前年度比が大きくなり、格差縮小の成果も伴っていることから、aと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、青年農業者向け(政策支援内容を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの)のリーフレットを作成し、業務委託機関に提供するとともにホームページで情報発信した。また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。さらに、27年度はスマホでも制度紹介動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応を行った。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに、女性農業者向け(夫婦での加入の重要性等を説明したもの)、青年農業者向け(政策支援内容を説明したもの)、40歳超の農業者向け(保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの)のリーフレットを作成し、業務委託機関に提供するとともにホームページで情報発信した。また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。さらに、27年度はスマホでも制度紹介動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応を行った。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 計画どおりホームページでの発信・提供を行っていることに加え、27年度は新たに新規加入者の声の紹介も行っておりbと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的に迅速に提供する。</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務委託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分りやすく発信する。</p>	<p>(5) ホームページ等による制度の内容、情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したリーフレット、政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営協定締結者等に特化したリーフレットを作成するとともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信します。 ② また、業務委託機関における効果的な加入推進活動を促進するため、①のリーフレット、効果的に加入推進を進めている活動事例について、ホームページからのダウンロードにより随時提供します。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ①対象者別のリーフレットの作成・提供、新規加入状況等の必要な情報のホームページでの発信。 ②リーフレット、活動事例のホームページを通じた提供。 ＜評価の視点＞ 計画どおり、リーフレットの作成提供、ホームページでの発信をしたか。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：a 格差縮小の取組について中期計画及び年度計画の内密よりもより強化した内容で格差縮小に向けた取組を実施していること及び「重点」「特別重点」対象では、その他の地域より実績前年度比が大きくなり、格差縮小の成果も伴っていることから、aと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的に迅速に提供する。</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務委託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分りやすく発信する。</p>	<p>(5) ホームページ等による制度の内容、情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したリーフレット、政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営協定締結者等に特化したリーフレットを作成するとともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信します。 ② また、業務委託機関における効果的な加入推進活動を促進するため、①のリーフレット、効果的に加入推進を進めている活動事例について、ホームページからのダウンロードにより随時提供します。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ①対象者別のリーフレットの作成・提供、新規加入状況等の必要な情報のホームページでの発信。 ②リーフレット、活動事例のホームページを通じた提供。 ＜評価の視点＞ 計画どおり、リーフレットの作成提供、ホームページでの発信をしたか。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 計画どおりホームページでの発信・提供を行っていることに加え、27年度は新たに新規加入者の声の紹介も行っておりbと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					
<p>(4) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的に迅速に提供する。</p>	<p>(5) ホームページ等による情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質を周知するため、農業者や業務委託機関等の関係者の意見等を踏まえ、普及推進のためのリーフレット等を見直し、新規加入の状況等必要とされる情報をホームページ等で分りやすく発信する。</p>	<p>(5) ホームページ等による制度の内容、情報の提供 ① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を踏まえ、制度全体のポイントを簡潔に説明したリーフレット、政策支援の対象となる若い農業者、女性農業者、家族経営協定締結者等に特化したリーフレットを作成するとともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信します。 ② また、業務委託機関における効果的な加入推進活動を促進するため、①のリーフレット、効果的に加入推進を進めている活動事例について、ホームページからのダウンロードにより随時提供します。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ①対象者別のリーフレットの作成・提供、新規加入状況等の必要な情報のホームページでの発信。 ②リーフレット、活動事例のホームページを通じた提供。 ＜評価の視点＞ 計画どおり、リーフレットの作成提供、ホームページでの発信をしたか。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 計画どおりホームページでの発信・提供を行っていることに加え、27年度は新たに新規加入者の声の紹介も行っておりbと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>					

業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II. 業務運営の効率化に関する事項	
第1-1	業務運営の効率化による経費の抑制等
第1-2	業務運営の効率化
第1-3	組織運営の合理化
第1-4	委託業務の効率的・効果的实施
第1-5	業務運営能力の向上等
第1-6	内部統制の充実・強化
III. 財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項
第3	
IV. 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
第4	
V. 短期借入金の限度額	短期借入金の限度額
第5	
VI. 長期借入金の限度額	長期借入金の限度額
第6-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
第6-2	積立金の処分にに関する事項

2. 主要な経年データ									
①評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報	
(第1-1・第4)									
一般管理費削減率	少なくとも対前年度 比△3%		△3.1% (24年度予算と25 年度予算の比較)	△3.3% (25年度予算と26 年度予算の比較)	△3% (26年度予算と 27年度予算の比較)				
事業費削減率	少なくとも対前年度		△9.6% (24年度予算と25 年度実績の比較)	△19.6% (25年度予算と26 年度実績の比較)	△16.0% (26年度予算 と27年度実績の比較)				
			△6.1% (24年度予算と25 年度実績の比較)	△1.3% (25年度予算と26 年度実績の比較)	△1.0% (26年度予算と 27年度実績の比較)				

比△1%	年度予算の比較) △8.8% (24年度予算と25 年度実績の比較)	年度予算の比較) △1.8% (25年度予算と26 年度実績の比較)	27年度予算の比較) △3.2% (26年度予算と 27年度実績の比較)		
ラスパイレース指教	97.3	98.5	99.5		
(第1-2) 新システムのアクセス 件数	984千件	1,478千件	1,621千件		
(第1-3・第6-1) 年度末の常勤職員数	75人	75人	74人		
(第1-6) 考査指導機関数	292機関	285機関	265機関		
(第5) 短期借入金実績	2億円(限度額)	-	-		・運営費交付金の受入遅延による場合の 限度額は2億円 ・長期借入金が一時的に調達困難となっ た場合等の限度額は924億円
②評価の参考となる データ	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	25年度	27年度	28年度	29年度
(第1-5) 基金職員研修の実施		職員研修実施方針及び計 画を新たに策定			
新任職員研修(カリキ ュラム数)	10	10	10		
専門分野研修(種類)	12	16	17		
管理職員等研修(回 数)		1	2		
基金役職員派遣件数	94件	114件	115件		

<p>いてホームページで公表する。</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をい)、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、次によりその適正化を推進します。</p> <p>① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。</p> <p>② 一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証します。</p> <p>③ 契約審査委員会において、契約の適正性を審査します。また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p> <p>④ 一般競争入札等に付すことが適当でない認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進します。</p> <p>ア) 基金が策定する「調達等合理化計画」に基</p>	<p>(3) 契約の適正化の推進 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をい)、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。また、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。また、一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証する。また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p> <p>① 基金が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識</p>	<p>(4) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をい)、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、次によりその適正化を推進します。</p> <p>① 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施します。</p> <p>② 一者応札・応募となった契約については、一者応札・応募の改善方策が適正か検証します。</p> <p>③ 契約審査委員会において、契約の適正性を審査します。また、監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p> <p>④ 一般競争入札等に付すことが適当でない認められる場合等の例外的な場合は、次の取組により、随意契約の適正化を推進します。</p> <p>ア) 基金が策定する「調</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ 一般競争入札等の実施。 ＜評価の視点＞ 計画どおり、契約の適正化を推進しているか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 契約については、会計規程及び会計規程実施細則において、契約方式、契約事務手順、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、原則として一般競争入札等によるものとするほか、次によりその適正化の推進を行った。</p> <p>① 企画競争、公募及び政府調達案件については、競争性、透明性の確保の観点から、その内容を事前に契約審査委員会において検討を行った上で、契約を締結した。</p> <p>② 一者応札・応募となった契約については、基金が策定した「一者応札・一者応募の改善方策について」(平成21年8月21日付)に沿って公告期間や業務準備期間の確保等の改善を行った。また、契約監視委員会においても改善方策が適正か検証され、指摘事項はなかった。</p> <p>③ 契約審査委員会を7回実施し、延べ28案件の入札・契約の適正性の審査を行った。また、監事監査においては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)を踏まえ、「調達等合理化計画」の達成状況、契約監視委員会での審議内容等について十分なチェックが行われ、真にやむを得ない随意契約以外はいずれも競争性のある契約となっている等適正に実施されていると認められ、指摘事項はなかった。</p> <p>④ 次のとおり、随意契約の適正化の推進に取り組んだ。 ア)「調達等合理化計画」の取組状況についてはフォローアップし、ホームページにおいて毎年度公表を行うこととした。 なお、27年度における競争性のない随意契約は、7件、217,773千円となり「調達等合理化計画」で掲げる目標(9件、236,060千円)の範囲内となっている。 イ) 3月23日に第7回契約監視委員会を開催し、外部委員より、28年度計画の策定、27年度契約の点検等を受けたが、指摘事項はな</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 契約については、やむを得ず随意契約等を行った場合を除き、全て一般競争入札等によるものとするほか、一者応札・応募となった契約についても、随意契約の適正化の推進にも取り組むなど、計画どおり実施したことから、取組は十分と認められ、bと評価した。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
-----------------------	---	---	--	---	--	---	--

<p>① 基金が策定する「財産等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、公表します。</p> <p>イ) 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p> <p>② 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。</p>	<p>づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、公表します。</p> <p>イ) 監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。</p>	<p>かつた。また、審議概要をホームページで公表した。</p>
<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、事務書類の簡素化を図る。</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、事務書類を簡素化を図る。</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(1) 事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、事務書類を簡素化を図る。</p>	<p>26年度のシステム導入に伴い、14種類から4種類に統合・簡素化された届出様式により事務処理を行い、その定着を図った(アシセス件数が増加)。 なお、各種届出書のうち加入要件等の審査の必要上戸籍抄本又は住民票写しの添付を求めているものについて、当該戸籍抄本等の原本選付手続きの取扱いを27年1月に定め、27年5月から原本選付の具体的手続きを徹底することとし、加入者の負担を緩和した。</p>
<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関において、被保険者情報や申出</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図る</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図る</p>	<p>27年4月23日付けで「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を決定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県取組、各市町村段階の業務受託機関が取り組むこととした。</p>
<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関において、被保険者情報や申出</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図る</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図る</p>	<p>27年4月23日付けで「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を決定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県取組、各市町村段階の業務受託機関が取り組むこととした。</p>
<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関において、被保険者情報や申出</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図る</p>	<p>2 業務運営の効率化</p> <p>(2) 電子情報提供システムの利用促進等 業務受託機関における事務処理の迅速化・効率化を図る</p>	<p>27年4月23日付けで「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を決定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県取組、各市町村段階の業務受託機関が取り組むこととした。</p>

<p>普等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）等により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p>	<p>ため、電子情報提供システムに代わる農業者年金記録管理システムの利用の促進を行い、アクセス件数が前年度を上回るようにします。</p>	<p>＜評価の視点＞ ・アクセス件数が、前年度を上回っているか。 ・新システムの利用促進に取り組んでいるか。</p>	<p>また、基金主催の会議や業務委託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ基金職員を派遣（年間116カ所）して、農業者年金記録管理システムの利用方法を研修し、各都道府県段階の担当者の理解及び各市町村段階の業務委託機関への利用促進に努めた。 これらの取組により、農業者年金記録管理システムへのアクセス件数は、27年度1,621千件となり26年度1,478千件に対し143千件増加（前年度比10%増加）し前年度を上回った。</p>
<p>また、現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。 なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等 現在開発中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開発を終え、平成26年度当初から運用を開始する。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ システムの新たな開発 ＜評価の視点＞ 社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発を進めたか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開発については、住民基本台帳ネットワーク（総務省）との接続のために必要となるハードウェアの調達を行い、27年8月に機器導入を完了している。 また、住基連携システムのインストールを27年10月に完了している。</p>
<p>また、中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦死渡による貸付金債権の減少、業務委託機関に対する調査指導の拡充・強化等を実施し、中期目標の達成を図るものとする。</p>	<p>3 組織運営の合理化 (1) 調査指導の対象とする業務委託機関を増加させることに伴い、調査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を</p>	<p>＜主な定量的指標＞ 常勤職員数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 常勤職員数が75人を上回っていないか。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 中期計画の目標を前倒して常勤職員数を74人としたことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>また、中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦死渡による貸付金債権の減少、業務委託機関に対する調査指導の拡充・強化等を実施し、中期目標の達成を図るものとする。</p>	<p>3 組織運営の合理化 (1) 常勤職員数については、中期目標初75人を上回らないものとし、業務量を踏まえて適正な配置を行います。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 中期計画の目標を前倒して常勤職員数を74人としたことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 計画どおり、マイナンバー制度への対応等のための新たな開発を進めたことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>

<p>単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、配分基準について業務量等を踏まえた見直しを行う。</p>	<p>実施等を踏まえ、平成25年度から、業務委託費の積算単価の見直しを行うとともに、農業委員会と農業協同組合でそれぞれ異なる基準を適用している現在の配分方法については統一化を図るなど、業務委託費の積算単価の見直しを行う。</p>	<p>関の業務委託費について、経営移譲・経営継承の事前指導を徹底することに伴う業務量の増減に応じた配分方法の見直しを行います。</p>	<p>業務委託費の配分基準、 ＜評価の視点＞ 計画どおり配分されているか。</p>	<p>う配分の見直しを行った。</p> <p>(評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 年度当初に研修実施計画を作成し、以下のとおり、計画的に研修を実施し、職員的能力向上を図った。 ① 新任職員を対象とする研修 4月採用者(11名)に対し農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施した。7月採用者(1名)及び10月採用者(1名)についても、それぞれの採用時期に4月採用者と同じ研修資料を配布し、概要を説明する形式で研修を実施した。 また、5月から7月にかけて基金業務に関連する基本的事項を内容とする拡充研修を実施した。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 計画どおり、初任者研修、専門研修を行い、民間研修も活用していることから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ・初任者研修・専門研修の実施、民間研修の活用。 ・研修等の実施方針の策定。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 計画どおり、初任者研修、専門研修を行い、民間研修も活用していることから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>＜評価の視点＞ ・初任者研修・専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。 ・研修等の実施方針を策定しているか。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定：b 計画どおり、初任者研修、専門研修を行い、民間研修も活用していることから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>5 業務運営能力の向上等</p>	<p>③ その他専門研修等 ○ 情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、5月に情報公開、個人情報保護制度の運用に関する研修会を2名に受講させ、2月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当若者連絡会議に</p>	<p>○ 情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、5月に情報公開、個人情報保護制度の運用に関する研修会を2名に受講させ、2月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当若者連絡会議に</p>

- 2名を参加させた。
- 法人文書管理に携わる職員について、5月、11月及び12月に公文書管理研修をそれぞれ1名、計3名に受講させた。2月に公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議に1名を参加させた。
 - 法人文書管理担当者に対し、法人文書管理に関する研修を実施した（基金内部）。
 - 庶務業務に携わる職員について、7月、11月にストレッチエクササイズセミナーをそれぞれ2名、計4名に受講させ、11月にストレッチエクササイズ導入と健康管理担当者の役割セミナーを1名に受講させた。
 - 審査請求事務に携わる職員について、9月に改正行政不服審査法実務セミナー、2月に新行政不服審査法実務セミナーをそれぞれ1名、計2名に受講させた。
 - 庶務業務に携わる職員について、10月に健康保険組合役職員スキルアップ講習会を1名に受講させた。
 - 給与事務（マイナンバー関係）に携わる職員について、10月に奉行フォーラム2015を1名に受講させた。
 - 会計事務に携わる職員について、10月～11月に政府関係法人会計事務職員研修を1名に受講させた。
 - 情報管理業務に携わる職員について、11月に農林水産省主催のセキュリティアカデミー研修を2名に受講させた。
 - 情報管理業務に携わる職員について、11月に住基ネット利用機関向け情報セキュリティ研修を2名に受講させた。
 - 情報管理業務に携わる職員について、12月に農林水産省主催の情報セキュリティセミナーを2名に受講させた。
 - 職員採用業務に携わる職員について、6月に公正採用選考人権啓発推進員研修を1名に受講させた。
 - 給与事務に携わる職員について、8月に給与実務研修、11月に年末調整セミナーをそれぞれ2名、計4名に受講させた。
 - 受託機関向け研修会、農家向け研修会・説明会に携わる職員について、7月にファシリテーションスキル研修を1名に受講させた。
 - 契約事務に携わる職員について、2月に公共調達・公共工事と会計監査講習会、契約の基本と契約書作成・リスク管理の基礎実務セミナーをそれぞれ1名、計2名に受講させた。
 - 庶務業務に携わる職員について、2月に芝地区事業者向け防災セミナーを1名に受講させた。
 - 管理職員等に対し、7月に「リーダーシップ」、「マネジメント」をテーマとした研修に加え、今年度は新たに「内部統制」をテーマとする研修会（2月）を実施した（基金内部）。

なお、基金内において実施する研修については、研修の効果測定として

<p>(2) 業務受託機関担当者 業務受託機関担当者 については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。</p> <p>① 都道府県段階における業務受託機関(農業会議及び農業協同組合中央会)の業務担当者及び新任担当者等に対して、業務受託業務の概要、業務受託業務の推進方法、業務受託業務の推進体制等について説明・意見交換等を行う。その内容を市町村業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県業務受託機関等が実施する市町村業務受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に、前年度を上回る基金の役職員を派遣したことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分) s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b: 取組は十分である c: 取組はやや不十分であり、改善を要する d: 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>理解度テストを行っている。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① 都道府県段階の業務受託機関(農業会議及び農業協同組合中央会) 都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に担当者会議を開催し、第3期中期目標、中期計画、27年度計画について周知した。また、27年度の加入推進の取組方針等を説明し、関係機関が連携して効果的に加入推進に取り組むことについて確認・意見交換するとともに前年度の調査指導結果を周知し、委託業務の適正な遂行の徹底を図った。</p> <p>イ 4月に新任担当者研修会を、6月に経営移譲及び支給停止等の専門研修会を開催し、農業者年金の仕組み、資格及び保険料、年金裁定事務、年金の支給停止等について研修を行った。</p> <p>ウ 9月に臨時の都道府県段階の担当者会議を開催し、会計検査の状況及び26年度業務実績の主務大臣評価結果(特に指摘事項)を説明し、意見交換を行った。10月から11月に6つの地域ごとにブロック別会議を開催し、その時点での会計検査の状況及び主務大臣評価での指摘事項を受けた対応案について説明し、実態を伴った経営移譲等の確保に必要な事務処理の見直しを協議するとともに、加入推進の取組強化及び業務研修の理解度テストのあり方について協議した。また、資産運用状況を説明した。</p> <p>エ 2月に都道府県段階の業務受託機関のブロック代表都道府県の幹事等による業務連絡協議会を開催し、会計検査からの処置要求を受けた実体を伴った経営移譲等の確保のための28年度からの事務処理について説明し、協議を行った。また、28年度の加入推進の取組方針案及び業務研修について意見交換を行った。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定: b</p>
<p>(2) 業務受託機関担当者 業務受託機関(農業会議及び農業協同組合中央会) ア 年度当初に業務担当者会議を実施し、適正な業務の遂行のために必要な事項について周知するとともに、当該年度に基金と業務受託機関が一体となつて取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。</p> <p>イ 新たに市町村段階の業務受託機関を指導する立場になった担当者を対象として、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう年度当初に新任担当者研修会を実施します。</p> <p>ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえ、下半期と翌年度に向けた課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようブロックを単位とした担当者会議を開催します。</p>	<p>＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ①実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議の開催(都道府県受託機関)。 ②実務担当者等会議、新任担当者研修会の開催(市町村受託機関)。</p> <p>＜評価の視点＞ 計画どおり、 ・適正な業務の遂行のために必要な事項について周知しているか。 ・業務受託機関と業務推進に向けた意見交換を実施しているか。 ・都道府県段階の業務受託機関の新任担当者向けの研修会を実施しているか。 ・加入推進状況を踏まえ、課題や取組方針について業務受託機関と意見交換を行っているか。 ・ブロック単位の担当者会議を開催しているか。 ・市町村段階業務受託機関担当者向け研修会を行うよう、都道府県段階業務受託機関を指導したか。必要に応じて同研修会に基金役職員の派遣を行ったか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① 都道府県段階の業務受託機関(農業会議及び農業協同組合中央会) 都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に担当者会議を開催し、第3期中期目標、中期計画、27年度計画について周知した。また、27年度の加入推進の取組方針等を説明し、関係機関が連携して効果的に加入推進に取り組むことについて確認・意見交換するとともに前年度の調査指導結果を周知し、委託業務の適正な遂行の徹底を図った。</p> <p>イ 4月に新任担当者研修会を、6月に経営移譲及び支給停止等の専門研修会を開催し、農業者年金の仕組み、資格及び保険料、年金裁定事務、年金の支給停止等について研修を行った。</p> <p>ウ 9月に臨時の都道府県段階の担当者会議を開催し、会計検査の状況及び26年度業務実績の主務大臣評価結果(特に指摘事項)を説明し、意見交換を行った。10月から11月に6つの地域ごとにブロック別会議を開催し、その時点での会計検査の状況及び主務大臣評価での指摘事項を受けた対応案について説明し、実態を伴った経営移譲等の確保に必要な事務処理の見直しを協議するとともに、加入推進の取組強化及び業務研修の理解度テストのあり方について協議した。また、資産運用状況を説明した。</p> <p>エ 2月に都道府県段階の業務受託機関のブロック代表都道府県の幹事等による業務連絡協議会を開催し、会計検査からの処置要求を受けた実体を伴った経営移譲等の確保のための28年度からの事務処理について説明し、協議を行った。また、28年度の加入推進の取組方針案及び業務研修について意見交換を行った。</p>	<p>＜評定と根拠＞ 評定: b</p>

<p>(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>(2) 内部統制基本方針に基づき、理事長は、役員行動指針となる「独立行政法人農業者年金基金役員行動指針」を定め、役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持つて仕事に取り組む等を実施し、その周知を図ります。</p>	<p>・強化に取り組んでいるか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持つて仕事に取り組む等を実施し、その周知を図ります。また、役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持つて仕事に取り組む等を実施し、その周知を図ります。</p>	<p>b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p>(2) 内部統制基本方針に基づき、理事長は、役員行動指針となる「独立行政法人農業者年金基金役員行動指針」を定め、役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持つて仕事に取り組む等を実施し、その周知を図ります。</p>	<p>・強化に取り組んでいるか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ 役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持つて仕事に取り組む等を実施し、その周知を図ります。また、役員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持つて仕事に取り組む等を実施し、その周知を図ります。</p>	<p>b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、以下内部監査について、以下のとおり取り組む。</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。</p>	<p>・強化に取り組んでいるか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① コンプライアンスの推進 役員全員を対象とした法令遵守等特別研修などのコンプライアンス研修を実施し、役員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役員がコンプライアンスに対する意識の向上を図った。また、コンプライアンス委員会を9月、3月の2回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。</p>	<p>b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、以下内部監査について、以下のとおり取り組む。</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。</p>	<p>・強化に取り組んでいるか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① コンプライアンスの推進 役員全員を対象とした法令遵守等特別研修などのコンプライアンス研修を実施し、役員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役員がコンプライアンスに対する意識の向上を図った。また、コンプライアンス委員会を9月、3月の2回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。</p>	<p>b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理、以下内部監査について、以下のとおり取り組む。</p>	<p>(3) 内部統制基本方針に基づき、コンプライアンスの推進、リスクの管理及び内部監査について、以下により取り組みます。</p>	<p>・強化に取り組んでいるか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① コンプライアンスの推進 役員全員を対象とした法令遵守等特別研修などのコンプライアンス研修を実施し、役員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役員がコンプライアンスに対する意識の向上を図った。また、コンプライアンス委員会を9月、3月の2回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。</p>	<p>b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>

<p>為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p>	<p>プライアンス研修を実施しています。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表します。</p>	<p>行っているか、コンプライアンス研修を実施しているか。措置を講じた場合は公表しているか。</p> <p>②計画どおり、リスク管理委員会を開催し、行動計画やリスク管理マニュアル等を策定しているか。</p> <p>③計画どおり、内部監査を実施しているか。</p>	<p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制(リスク管理委員会)を整備する。</p>	<p>② リスク管理の徹底 外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理委員会を開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に際しては、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位を策定するとともに、リスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底した。</p> <p>26年度の主務大臣評価における指摘事項のうち、経営移譲年金受給者総点検の報告については、27年度未だに点検を終え、農水省へ報告を行った。また、計画的な基金職員の育成、定期的な基金職員及び業務受託機関職員の理解度チェックの仕組みについては、「5業務運営能力の向上等」で記述のとおり対応した。</p> <p>なお、平成27年10月22日に会計検査院院長から当基金理事長宛になされた、経営移譲年金の支給についての是正の処置及び是正改善処置の要求については、以下のとおり措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給停止事由に該当しているか調査すべき116名について調査を了するとともに、この結果、支給停止事由に該当していた者49名のうち42名と会計検査院より支給停止事由該当と指摘された55名のうち52名の計94名について、27年度までに支給停止の処分を行った(残る支給停止事由該当者計10名についても平成28年5月までに支給停止の処分を行っている)。 ・支給停止事由に該当した場合には、遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことについて、現況届の様式改正などを行い、その周知徹底を図った。 ・経営所傳安定対策等交付金の申請者データと経営移譲年金等の受給権者データを照合し、支給停止事由該当の有無を確認する体制を整備した。 	<p>② リスク管理の徹底 外部専門家の参加を得て、リスク管理委員会を上半期(7月)と下半期(3月)に開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位を策定するとともに、リスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底した。</p> <p>26年度の主務大臣評価における指摘事項のうち、経営移譲年金受給者総点検の報告については、27年度未だに点検を終え、農水省へ報告を行った。また、計画的な基金職員の育成、定期的な基金職員及び業務受託機関職員の理解度チェックの仕組みについては、「5業務運営能力の向上等」で記述のとおり対応した。</p> <p>なお、平成27年10月22日に会計検査院院長から当基金理事長宛になされた、経営移譲年金の支給についての是正の処置及び是正改善処置の要求については、以下のとおり措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給停止事由に該当しているか調査すべき116名について調査を了するとともに、この結果、支給停止事由に該当していた者49名のうち42名と会計検査院より支給停止事由該当と指摘された55名のうち52名の計94名について、27年度までに支給停止の処分を行った(残る支給停止事由該当者計10名についても平成28年5月までに支給停止の処分を行っている)。 ・支給停止事由に該当した場合には、遅滞なく支給停止事由該当届を提出しなければならないことについて、現況届の様式改正などを行い、その周知徹底を図った。 ・経営所傳安定対策等交付金の申請者データと経営移譲年金等の受給権者データを照合し、支給停止事由該当の有無を確認する体制を整備した。 	<p>③ 内部監査の実施 内部監査に基づき内部監査計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。</p>
<p>また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理に関する体制(リスク管理委員会)を整備する。</p>	<p>② リスク管理の徹底 外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理委員会を開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底します。</p>	<p>③ 内部監査の実施 業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づ</p>	<p>③ 内部監査の実施 基金の業務が、法令、規程等を守りし</p>

<p>効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>つき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い、基金の各業務について内部監査を適切に実施します。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>
<p>効率的に執行されているか等について、内部監査規程に基づく内部監査を実施する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等で構成する運営評議会を毎年度上半期及び下半期に開催し、新規加入等業務の状況、中期計画・年度計画の策定及び実績、年金資産の運用成績、年金資産の構成割合の検証結果等について広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。また、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映 9月に農業者年金事業の運用状況及び26年度業務実績を議題とし、3月に農業者年金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成28年度計画を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表した。運営評議会での意見は業務運営に反映させた。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>
<p>(2) 業務受託機関における事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しては、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 毎年度240程度の業務受託機関に対し調査指導を計画的に実施する。また、調査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏ま</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しては、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 調査指導を実施する業務受託機関を、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、240機関程度を選定し、12月までに調査指導を行います。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>
<p>(2) 業務受託機関における事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しては、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 毎年度240程度の業務受託機関に対し調査指導を計画的に実施する。また、調査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏ま</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しては、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 調査指導を実施する業務受託機関を、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、240機関程度を選定し、12月までに調査指導を行います。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>
<p>(2) 業務受託機関における事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しては、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 毎年度240程度の業務受託機関に対し調査指導を計画的に実施する。また、調査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏ま</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しては、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 調査指導を実施する業務受託機関を、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、240機関程度を選定し、12月までに調査指導を行います。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>
<p>(2) 業務受託機関における事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しては、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 毎年度240程度の業務受託機関に対し調査指導を計画的に実施する。また、調査指導を実施する業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況等を踏ま</p>	<p>(5) 業務受託機関の事務処理の適正化等 業務受託機関における事務処理に対しては、委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、以下の取組を実施する。 ① 調査指導を実施する業務受託機関を、中期計画に基づき、業務受託機関の業務量、委託費及び事務処理の状況を踏まえ、240機関程度を選定し、12月までに調査指導を行います。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>	<p>内部監査結果を「平成27年度内部監査報告書」に取りまとめ、理事長へ報告し、これを受けて理事長が所要の改善について指示を行った。</p>

<p>え、必要性が高い業務受託機関を優先する。</p> <p>② さらに、審査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果を浸透に努める。</p>	<p>まえ、対象となる業務受託機関を選定する。</p> <p>② 審査指導により把握した事例や注意すべき課題等の審査指導の結果について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果を浸透を図ります。</p> <p>③ 特に重要な事項については、業務受託機関における通知等に即して事務処理の実施状況を確認し、確認結果を踏まえて必要な指導を行います。</p>	<p>② 前年度の審査指導の結果に基づき把握した事例や注意すべき課題等の審査指導の結果について、年度当初の担当者会議で説明するほか、研修会等を通じて周知徹底するなど、審査指導の効果を浸透を図ります。</p> <p>③ 特に重要な事項については、業務受託機関における通知等に即して事務処理の実施状況を確認し、確認結果を踏まえて必要な指導を行います。</p>	<p>② 前年度の審査指導の結果等について、4月に実施された都道府県段階の業務受託機関担当者会議及び27年度の審査指導時に説明をする等周知徹底を図るとともに、各都道府県段階の担当者に対し各都道府県で開催される市町村段階の業務受託機関会議等を通じて周知を図るよう依頼した。</p> <p>また、会計検査院の現地検査の結果等については、会議等を通じて都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、事務の適正化に向けて注意喚起した。</p> <p>③ 審査指導の実施にあたり、特に重要な事項については、調査票を見直しして審査指導の内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況等を調査・確認し、その結果に応じた指導を行った。</p>	<p>a : 数値の達成度が120%以上 b : 数値の達成度が100%以上120%未満 c : 数値の達成度が80%以上100%未満 d : 数値の達成度が80%未満</p>
<p>③ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。</p> <p>① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金」における情報セキュリティの確保について、政府機関統一基準群等を見直し、取組状況の確認。</p> <p>② 農水省との情報交換。</p> <p>＜評価の視点＞ ①計画どおり、情報セキュリティの見直し、取組状況の把握を行っているか。 ②計画どおり、農水省との情報交換を行っているか。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティ対策</p> <p>① 「独立行政法人農業者年金基金」における情報セキュリティの確保について、政府機関統一基準群等を見直し、取組状況の確認。</p> <p>② 農水省との情報交換。</p> <p>＜評価の視点＞ ①計画どおり、情報セキュリティの見直し、取組状況の把握を行っているか。 ②計画どおり、農水省との情報交換を行っているか。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティ対策については、以下の取組を実施する。</p> <p>① 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金」における情報セキュリティの確保について、政府機関統一基準群等を見直し、取組状況の確認。</p> <p>② 農水省との情報交換。</p> <p>＜評価の視点＞ ①計画どおり、情報セキュリティの見直し、取組状況の把握を行っているか。 ②計画どおり、農水省との情報交換を行っているか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞ ① 「独立行政法人農業者年金基金」における情報セキュリティの確保に関する規程については、政府機関統一基準群等を見直し、取組状況の確認。</p> <p>27年6月に発覚した日本年金機構の個人情報漏洩問題に端を発した情報セキュリティの問題として、基金として同様の問題を自らの課題として捉え、先ず初動動作として、情報セキュリティ及び個人情報情報保護管理に関する緊急の自己点検を役員に実施するとともに不審メール等への対応方針を周知した(6月)。</p> <p>また、27年8月20、21日に「厚労省第三者委員会報告」、「サイバーセキュリティ戦略本部報告」、「日本年金機構調査結果」が相継いで公表され、そこでの対策内容を参考にしつつ基金内で検討した結果、早急に対応する措置として、以下の対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不審メールに対する基本的な対応を経営管理会議で決定し、役員に周知徹底(8月) ・標準型メール訓練を新たに導入することとし、抜き打ちで2回実施(8, 9月) ・個人情報取組システムと端末を、インターネットから遮断するための改修を実施(9月) ・これに加え役員を対象とした情報セキュリティに関する研修
<p>③ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>
<p>③ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>
<p>③ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	<p>⑥ 情報セキュリティに配慮した業務運営の効率化・電子化に取組む。業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>

<p>② 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p>	<p>② 農林水産省からのシステム脆弱性の情報提供について迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況を報告します。</p> <p>また、農林水産省への報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。</p>	<p>(効果測定付き)を実施し、取組状況の確認及び理解度の評価を定量的に行った。(12月)</p> <p>この結果基金に不審メールが大量に送りつけられる(28年1月27,28日)ことが発生したにもかかわらず、基金内の報告連絡体制の整備及び不審メールへの基本的な対応が徹底されたことにより、何ら被害の発生はなかった。なお、この不審メールの大量送付の種数を踏まえ、セキュリティ対策を一層強化することとし、インターネットで閲覧可能なサイトを制限(28年2月)するとともに、基金役員全員からのメールアドレスの変更を実施した(28年3月)。</p> <p>② 農林水産省から、情報セキュリティに関する情報提供があった場合には、迅速かつ適切に対応した。</p> <p>また、その対応状況等を報告した。</p> <p>農林水産省への報告体制については、企画調整室を窓口として農業者年金担当課へ連絡する体制を整えている。</p> <p>なお、27年度はシステム関係の事故・障害等は発生していない。</p>	<p>d: 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務委託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。</p> <p>また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、すべての貸付金債権について、債権見直しを行い、これに基づき適切な債権の管理・回収を行います。</p>	<p>② 主要な業務実績</p> <p>1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収</p> <p>全ての貸付金債権について、26年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務委託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行った。</p> <p>② 担保物件の確認、評価見直し</p> <p>また、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、全て評価の見直し</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: b</p> <p>全ての貸付金債権について、計画どおり、分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、担保物件についても、全て評価の見直しを行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b: 取組は十分である</p> <p>c: 取組はやや不十分であり、改善を要する</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善を図る。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、すべての貸付金債権について、債権見直しを行い、これに基づき適切な債権の管理・回収を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権分類の見直し ・担保物件の評価の見直し <p><評価の観点></p> <p>計画どおり債権分類の見直しを行っているか、それに基づき債権の管理・回収を行っているか。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定: b</p> <p>全ての貸付金債権について、計画どおり、分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、担保物件についても、全て評価の見直しを行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a: 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b: 取組は十分である</p> <p>c: 取組はやや不十分であり、改善を要する</p>

を行い、実績で3.2%の削減となった。

る
b：取組は十分である
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

(単位：千円、%)

	26年度予算	27年度予算	削減率	27年度実績	削減率
一般管理費	657,021	637,308	△3.0	551,858	△16.0
事業費	1,919,059	1,899,866	△1.0	1,856,819	△3.2

<主要な業務実績>

予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較は附務諸表を参照。

<評定と根拠>

評定：b
予算、収支計画、資金計画に基づき、法人運営における資金の配分の取組は十分と認められ、bと評価した。
(評定区分)
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b：取組は十分である
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>

短期借入金については、実績がなかった。

<評定と根拠>

評定：—
(評定区分)
b：限度額の範囲である
d：限度額の範囲を超えた

第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額	第5 短期借入金の限度額
1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。	1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。	1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。
2 924億円 (想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づき長期借入金の一時的な調達困難。	2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づき長期借入金の限度額は、924億円とします。	2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づき長期借入金の限度額は、924億円とします。

	<p>◎ 長期借入金</p>			<p>独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>＜その他の指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市中金利情勢等 ・応札倍率 <p>＜評価の視点＞</p> <p>極力有利な条件での借入れを行っているか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p> <table border="1" data-bbox="853 616 1005 1198"> <tr> <td>借入年月日</td> <td>借入れの相手方</td> <td>借入金額 (百万円)</td> <td>借入利率 (平均金利)</td> <td>償還期限</td> </tr> <tr> <td>H28.2.2</td> <td>ゆうちょ銀行 ほか32機関</td> <td>75,100</td> <td>0.145%</td> <td>H33.2.1</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札における応札倍率：4.90倍 ・応札倍率平均（過去3回）：4.11倍 ・入札参加金融機関数：98機関（過去3回平均：74機関） ・入札日（28年1月21日）における市中金利 ・国債：0.020%、政府保証債：0.036% ・金利スワップ（5年）：0.190% ・長期プライムレート：1.100% 	借入年月日	借入れの相手方	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限	H28.2.2	ゆうちょ銀行 ほか32機関	75,100	0.145%	H33.2.1	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定： a</p> <p>最近の先行き不透明な金融情勢の中にあっても、市中金融機関の応札意欲を高揚し、応札倍率を高めるような施策を講じたこと（入札参加金融機関数：74機関（過去3回平均）→98機関 32.4%増）により、競争機能の活性化を図った。</p> <p>この結果、借入利率を低利（0.152%→0.145%）で抑えられたため、a評価とした。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
借入年月日	借入れの相手方	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限													
H28.2.2	ゆうちょ銀行 ほか32機関	75,100	0.145%	H33.2.1													
					<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定： b</p> <p>計画どおり、新任者研修や専門研修等を実施し、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行ったことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p>											
		<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>1 職員に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るとともに、新任者研修に加え、新任者補充研修及び年金資産の運用等の専門分野に特化した専門研修等を実施することにより、人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行った。</p>												
		<p>1 職員に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>(1) 方針</p> <p>農業者年金事業や年金資産の運用に関する専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を通じ見直し、業務量に応じた適正な人員配置を行います。</p>		<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>専門研修の実施。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行っているか。</p>												

<p>る</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>		<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：b</p> <p>中期計画の目標を前倒して常勤職員数を74人としたことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>年度末の常勤職員数を74人とした。</p>
<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>期末の常勤職員数を75人</p> <p>期初の98.7%とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数75人</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 74人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み</p> <p>3,148百万円</p>	<p>(2) 人員に関する指標</p> <p>年度末の常勤職員数を75人</p> <p>とします。</p> <p>(参考)</p> <p>人件費総額見込み</p> <p>650百万円</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>常勤職員数</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>年度末の常勤職員数を75人を上回っていないか。</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>前期中期目標繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金(124百万円)については、27年度における旧年金給付費(106,438百万円)及び旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。(87,096百万円))の一部に充当している。</p>
<p>2 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。</p> <p>(1) 旧年金給付費</p> <p>(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。)</p> <p>(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの改修の開催にかかる経費</p>	<p>2 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金の経費への充当</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>積立金の処分が適切であるか。</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：b</p> <p>前期中期目標繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金について、計画どおり、経費の一部に充当したことから、積立金の処分は適切と認められ、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>b：積立金の処分は適切である</p> <p>d：積立金の処分は不適切である</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>前期中期目標繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金(124百万円)については、27年度における旧年金給付費(106,438百万円)及び旧年金給付のための借入金にかかる経費(利子及び事務費を含む。(87,096百万円))の一部に充当している。</p>